

利用の手引き

竜王町農村運動広場

令和6年8月改訂版



公益財団法人

竜王町地域振興事業団

目次

- 農村運動広場

利用手続上の留意事項・利用料金表 …… 1~2

利用申込について・利用申込の流れ …… 3

施設利用上の注意事項 …… 4

官公庁への届け出 …… 5

施設の概要 …… 5

利用手続上の留意事項

- 【休 場 日】 ◎年未年始(12月29日～1月3日)
※施設点検等で臨時休場有り
- 【開 場 時 間】 ◎8時30分～22時00分(時間外の使用は要相談)
- 【受 付 時 間】 ◎8時30分～17時00分(妹背の里管理事務所窓口)
8時30分～17時00分(妹背の里管理事務所電話)
- 【利用の許可】 ◎『利用申込書』の提出、『利用料』の納付、『利用許可書』の交付をもって
正式な利用の承認としますので必ず手続きを行ってください。
◎町内利用の方は、町内在住・在勤証明の確認できるもののご提示をお願い
しています。
※減免利用団体は『減免申請書』の提出、『減免許可書』の交付をもって
正式な承認とします。
- 【利 用 料】 ◎納めていただいた利用料は、原則としてお返しできません。

	区 分	町内利用料	町外利用料
利 用 時 間	8:30 ～ 12:00	910 円	1,820 円
	13:00 ～ 17:00	1,010 円	2,020 円
	18:00 ～ 22:00	1,010 円	2,020 円
	時間外:1時間	250 円	500 円
	照明料金:1時間	1,520 円	

備考

- 1.利用料は、使用日当日に納入いただきます。(該当日分のみ)
- 2.利用申請書にご記入いただき、料金を納めてください。器具庫およびコインボックスの鍵をお渡しします。
利用後は鍵と不要となったコインを、コインボックスにお入れください。(事務所まで返却いただかなくて結構です。)
- 3.使用後のグラウンド整備及び周辺の掃除は必ず行い、ゴミ等はお持ち帰りください。
- 4.町内利用料は町内居住者・町内企業在勤者が一つの施設ごとに利用者の半数以上を占める場合に適用します。
利用者の全員が町内の居住者または在勤者であり、かつ18歳以下、65歳以上または障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)が、利用者の半数以上を占める場合は半額とします。

【権利譲渡転貸禁止】

- ◎利用の権利を他に譲渡、転貸することはできません。
『利用許可書』の交付を受けた利用者のみ利用できます。

【キャンセルについて】

- ◎利用日の 14 日前～4 日前 利用料金の 30%
- ◎利用日の 3 日前～前日 利用料金の 50%
- ◎利用日の当日、連絡なし 利用料金の 100%

※雨天時のキャンセル料は不要です。必ずご連絡ください。

※台風や災害により閉園する場合や、安全にご利用いただけない場合は必要ありません。

【利用許可の取消】

◎次のいずれかに該当する場合は、利用許可を取消します。

- ◆ 『利用申込書』を提出されない場合
- ◆ 『利用料』を納入しない場合
- ◆ 利用の権利を譲渡、転貸した場合
- ◆ 許可を受けずに施設を変更、または設備を設けた場合
- ◆ 公序良俗に反する恐れがある場合
- ◆ 暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる場合
- ◆ 許可を受けずに物品販売をした場合
- ◆ 許可を受けずに、所定以外の場所で火気の使用をした場合
- ◆ 台風接近時および自然災害により施設を安全に利用できない場合
その他、農村運動広場の管理上、支障があると認められる場合

利用申込について

- 利用申込受付日は、以下の通りです。
 - ① 町内の方:利用月の1ヶ月前の1営業日目からご予約可能です。
 - ② 町外の方:利用日の1ヶ月前の2営業日目からご予約可能です。
- 利用者の半数以上が町内、または町内に勤務されている方は優先して利用いただけます。

利用申込の流れ

- ① 【予 約】 受付開始日に注意してください。
- ② 【事前打合せ】 イベント等は必ず行ってください。
- ③ 【申込書提出】 利用当日に、事務所に申込書を提出してください。
- ④ 【料 金 納 入】 利用当日に、事務所で利用料金をお支払いください。
- ⑤ 【利 用】 当日は職員の指示に従ってください。
- ⑥ 【利 用 後】 職員の確認を受けてください。

施設利用上の注意事項

◆ 施設利用に際して

- ・利用時間は厳守願います。
- ・公序良俗に反する場合など、目的・内容によっては利用できません。
- ・場内作業用車両以外は車の乗り入れは固くお断りします。
- ・場内での利用者間のトラブルや駐車場でのトラブルについては一切責任を負いません。
- ・施設・備品等を損傷させた場合、速やかに申し出てください。状況等により修繕費を負担いただく場合があります。
- ・天変地異など不測の事情で施設が使用できなくなった場合は、予約の有無にかかわらずご利用いただけない場合があります。
- ・落とし物の保管については、貴重品類は 7 日間(保管期間後所管警察署へ届け出)、その他の物は3ヵ月保管し、所有者不明の物は処分します。
- ・施設利用にあたっては、環境美化にご協力をお願いします。

◆ 整備・清掃

- ・利用後は、必ずトンボ等で整備を行ってください。
- ・利用後は、グラウンドおよびトイレの清掃を行ってください。その際、回収したゴミは利用者が責任をもってお持ち帰りください。

◆ 喫煙

- ・場外に所定の喫煙所がございます。

◆ その他

- ・20 歳未満の飲酒・喫煙は固くお断りします。
- ・施設内における貴重品等の紛失・盗難につきましては、責任を負いかねます。
- ・施設内における怪我等は応急処置しますが、その後の責任は負いかねます。
- ・万一、施設・備品等で紛失・破損等があった場合は、現状復帰・備品の買い替え等に要する費用はすべて利用責任者(主催者)に負担していただきます。
- ・次の事項については、事前に許可を受けてください。
 1. 物品販売・頒布
 2. 看板の設置、ポスターの掲示、チラシの配布
 3. 興行、ロケーション(撮影・録音・録画)
 4. 募金活動、寄付行為、署名行為等
 5. 指定した場所以外への車両等の乗り入れ、駐車
- ・利用中に発生した事故は、施設の不備または管理上の瑕疵があった場合を除き、すべて主催者の責任となりますので、事故防止には万全の注意を払ってください。
- ・その他不明な点につきましては、職員にお尋ねください。

官公庁への届出

◆ 利用内容によっては以下の官公庁へ届出てください。その際は許可書のコピーを管理事務所へ提出してください。

●興行的な催し物や、入場者が多数で混雑が予想される場合

近江八幡消防署 TEL 0748-33-5119

●入場者が多くて混雑が予想される場合

近江八幡警察署 TEL 0748-32-0110

●屋台出店による飲食物を提供する場合

東近江健康福祉事務所（東近江保健所）・・・ TEL 0748-22-1253

※ その他、特別の場合については、職員にお尋ねください。

施設の概要

敷地面積 :11,019 m²

管理棟・備品庫およびトイレ コンクリートブロック造 42.3 m²

《想定利用種目》

★軟式野球 2面 ★ソフトボール 2面 ★多目的利用

※硬式野球は利用不可です。

《照明設備》

◆内野 8台 4基 外野 6台 2基

《駐車場》

◆農村運動広場北側に約100台収容可能な駐車場がございます。